

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（軽車両の灯火）</p> <p><b>第8条</b> 令第18条第1項第5号の規定に基づき、軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）の<u>灯火</u>を次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる<u>灯火</u>をつけることを要しない。</p> <p>(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する<u>前照灯</u>又は<u>灯具</u></p> <p>(2) 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から<u>点灯</u>を確認することができる性能を有する<u>尾灯</u></p> <p>2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する<u>前照灯</u>で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。</p> <p>(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p><b>第9条</b> 法第57条第2項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者</u>1人を乗車させている場合</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が<u>小学校就学の始期に達するまでの者2人を同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車</p>	<p style="text-align: center;">（軽車両の燈火）</p> <p><b>第8条</b> 令第18条第1項第5号の規定に基づき、軽車両の<u>燈火</u>を次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる<u>燈火</u>をつけることを要しない。</p> <p>(1) <u>燈光</u>の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する<u>前照燈</u>又は<u>灯具</u></p> <p>(2) <u>燈光</u>の色が橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から<u>点燈</u>を確認することができる性能を有する<u>尾灯</u></p> <p>2 前項ただし書の反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 軽車両に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する<u>前照燈</u>で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。</p> <p>(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p><b>第9条</b> 法第57条第2項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 16歳以上の運転者が<u>幼児用座席に幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）</u>1人を乗車させている場合</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に<u>幼児2人</u>を乗車させている場合</p>

させている場合

(ハ)・(ニ) (略)

ロ・ハ (略)

(2)～(4) (略)

(運転者の遵守事項)

**第12条** 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するすべり止めの装置を講ずること。

イ 前又は後の駆動輪のタイヤに鎖等を取り付けること。この場合において、他の車両をけん引するときは、被けん引車の最後軸輪にも鎖等を取り付けること。

ロ (略)

(2)～(10) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

ロ・ハ (略)

(2)～(4) (略)

(運転者の遵守事項)

**第12条** 法第71条第6号の規定に基づき、車両等の運転者が遵守しなければならない事項を次の各号に掲げるとおり定める。

(1) 積雪又は凍結のため、すべるおそれのある道路において自動車又は原動機付自転車を運転するときは、次のいずれかに該当するすべり止めの装置を講ずること。

イ 駆動輪(他の車両をけん引するものにあつては、被けん引車の最後軸輪を含む。)の全タイヤに鎖等を取り付けること。

ロ (略)

(2)～(10) (略)

#### 附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。